

○勤務条件等概要（2026.8.4 現在）

- (1) 身 分 パートタイム会計年度任用職員
※地方公務員法の服務等が適用されます。
※内規の範囲内で兼業（副業）が認められます。
- (2) 任 期 等 令和8年9月1日から令和9年3月31日まで
※任期の始め1か月間は条件付採用期間です。
※同一の職が次年度も設置される場合、人事評価結果を参考に再度任用されることがあります。（4回まで）
- (3) 職 種 給食員
- (4) 勤務場所 学校教育課（北郷小学校）
- (5) 勤務日等 月曜日から金曜日（週5日）シフトなし
8時30分から14時45分の間の1日5時間30分、休憩45分
※学校等の長期休暇期間、給食の提供のない日は勤務がありません。
- (6) 仕事内容 学校給食の調理業務（給食物資の荷受け、下処理、裁断、調理、配膳、洗浄、清掃等を分担して1週間交代で従事する。一部、事務作業（給食行程表、導線図の作成）あり
- (7) 資格・経験等 特になし
- (8) 給 料 等 時間給 1,169 円（月末締め翌月 21 日支払い） 格付：2-1-1
- ◇地域手当 なし（月額に参入）

◇期末勤勉手当支給表 年間 4.65 月支給

基準日	支給日	支給額
6月1日	6月30日	期末：基準日前6か月の月額の平均×1.2625月×期間率 勤勉：基準日前6か月の月額の平均×1.0625月×期間率
12月1日	12月10日	期末：基準日前6か月の月額の平均×1.2625月×期間率 勤勉：基準日前6か月の月額の平均×1.0625月×期間率

※週 15 時間 30 分未満の勤務の場合は、支給がありません。
※基準日に在職期間が2か月未満の場合は支給がありません。
※基準日前6か月間の在職期間により、期間率が異なります。

◇通勤手当支給表

通勤方法等		月額	1日当たりの単価
交通機関利用者(バス・電車等)		運賃等相当額 (150,000 円限度)	月額の 1/21
自転車等の 交通用具 利用者 (自家用車・ バイク等)	片道 2km 以上 3.5 km 未満	2, 8 0 0 円	1 3 3 円
	片道 3.5 km 以上 5 km 未満	4, 0 0 0 円	1 9 0 円
	片道 5.0 km 以上 7.5 km 未満	5, 9 0 0 円	2 8 0 円
	片道 7.5 km 以上 10 km 未満	7, 9 0 0 円	3 7 6 円
	片道 10 km 以上 12.5 km 未満	9, 9 0 0 円	4 7 1 円
	片道 12.5 km 以上 15 km 未満	1 1, 9 0 0 円	5 6 6 円
	片道 15 km 以上 17.5 km 未満	1 3, 8 0 0 円	6 5 7 円
	片道 17.5 km 以上 20 km 未満	1 5, 8 0 0 円	7 5 2 円
	片道 20 km 以上 25 km 未満	1 9, 7 0 0 円	9 3 8 円
	片道 25 km 以上 30 km 未満	2 3, 7 0 0 円	1, 1 2 8 円
	片道 30 km 以上	2 6, 1 0 0 円	1, 2 4 2 円
上記の併用者		上記の合計 (1 5 0, 0 0 0 円限度)	

※通勤方法は、通勤届により確認する。

(9) 有給休暇等

【有給】

- ・年次有給休暇：付与日数＝週または年間の勤務日数による
※次年度へ 20 日限度に繰越可能

勤務日数 ／週	5 日以上	4 日	3 日	2 日	1 日
勤務日数 ／年	217 日以上	169 日から 216 日まで	121 日から 168 日まで	73 日から 120 日まで	48 日から 72 日まで
6か月を超 1年以下	10 日	7 日	5 日	3 日	1 日
5か月を超 6か月以下	7 日	5 日	4 日	2 日	1 日
4か月を超 5か月以下	5 日	3 日	2 日	1 日	1 日
3か月を超 4か月以下	3 日	2 日	1 日	1 日	0 日
2か月を超 3か月以下	2 日	1 日	1 日	0 日	0 日
1か月を超 2か月以下	1 日	0 日	0 日	0 日	0 日
★	20 日	16 日	12 日	8 日	4 日

★継続して再度任用された場合の（継続勤務期間の初日の属する年度から現年度までの年度数が1年度以上の場合）の付与日数

- ・夏季休暇：付与日数＝週または年間の勤務日数による
※6月～10 月の間で取得

1 週間の勤務日の日数	5 日以上	4 日	3 日
1 年間の勤務日の日数	217 日以上	169 日から 216 日まで	121 日から 168 日まで
付与日数	3 日	2 日	1 日

- ・忌引休暇 ・病欠休暇 ・公民権行使 ・産前産後・子の看護 等

【無給】

- ・介護休暇 ・介護時間 等

(10) 社会保険等加入

雇用保険・労災または非常勤職員公務災害・健康保険（共済）・厚生年金

(11) その他

- ・自家用車で通勤し職員駐車場を利用する場合、駐車場代を月 600 円徴収

・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。